

国立病院機構琉球病院 面会に関する規程

第1条(目的)

本規定は、入院基本料等の施設基準等における通則に基づき、入院中の患者と家族等との面会について必要な事項を定め、患者の療養生活の質向上、尊厳の保持及び円滑な退院支援に資することを目的とする。

第2条(基本方針)

- 一 当院は、入院中の患者と家族等との面会が重要であることを踏まえ、感染対策等の正当な理由がある場合を除き、入院中の患者に対する家族等による面会を妨げない。
- 二 やむを得ず面会を制限する場合であっても、当該制限が過度な制限とならないように配慮する。
- 三 本規定における「家族等」とは、患者の配偶者、親族、後見人その他患者本人が面会を希望する者をいう

第3条(面会取扱)

- 一 面会時間は、午前10時00分から午後4時00分までとする。
 - 二 ご家族以外の面会については、主治医の事前許可が必要になるため、事前連絡を行う必要がある。
 - 三 面会の際、マッチ・ライター・爪切り・髭そり・ナイフなどの危険物の患者本人への手渡しは禁止とする。
 - 四 面会の際の食べ物の持ち込みについては、食品衛生管理の観点から残ったものをお預かりすることは出来ませんので、お持ち帰り頂く。
 - 五 面会後は、持ち物を病棟スタッフが確認することとなる。
- 2 重篤な患者の家族による面会については、時間外であっても病院の判断により許可することがある。

第4条(面会制限)

- 一 面会制限は、感染対策その他の正当な理由により必要であると判断される場合に限り、必要最小限の範囲で実施する。
- 二 面会制限を行う理由は、院内又は地域における感染症の拡大、職員の罹患等による面会対応困難、患者本人の医学的理由その他患者及び面会者の安全確保のため必要がある場合とする。

2. 業務上の都合、慣例、対応の煩雑さ又は予約がないことのみを理由として、面会を一律に制限し、又は拒否してはならない。

第5条(面会制限の決定、周知及び解除)

- 一 病院全体又は病棟全体に及ぶ面会制限は、感染防止対策部門、感染対策委員会又は ICT 等において必要性を検討し、病院長又は病院長が指定する責任者の承認を得て決定する。
- 二 面会制限を実施する場合は、制限の理由、対象範囲、内容及び期間の見込みについて、院内掲示及びホームページ等により患者及び家族等に周知する。
- 三 緊急に面会制限を開始する必要がある場合は、必要最小限の制限を先行して実施し、制限開始後速やかに患者及び家族等に周知する。
- 四 制限期間中は、感染症の流行状況及び院内の感染状況等に応じて、制限の継続要否を定期的に再評価し、制限を継続する必要がなくなった場合は速やかに解除又は緩和し、患者及び家族等に周知する。
- 五 面会者に対して、患者及び他患者の安全ならびに療養環境の維持のため、発熱・咳・下痢等の有症状時は面会を控え、院内では手指衛生、マスク着用等の感染対策に協力することを周知する。

附則 この規定は令和 8 年 6 月 1 日から施行する。